



中型自動車の無免許運転にご注意を

秋の全国交通安全運動も終了しましたが、最近、平成19年6月2日以降に普通免許を取得した人が、中型自動車を運転し無免許運転として検挙される事例が散見されます。

◆普通免許で運転できる車両の区分
平成19年6月2日以降に道路交通法の一部を改正する法律が施行され、中型免許制度が導入されていますのでご注意ください。

◆貨物自動車を運転する際の注意点
車両総重量と最大積載量の両方が基準以内であることが必要です。『貨物自動車』を運転する際には、必ず自動車検査証で、車両総重量と最大積載量「の両方を確認しましょう。」

普通免許取得日	運転できる車両		
	車両総重量	最大積載量	乗車定員
平成19年6月1日以前の方 免許の条件に「中型車は中型車(8t)に限ると記載のある方」	8トン未満	5トン未満	10人以下
平成19年6月2日以降の方	5トン未満	3トン未満	10人以下

巡回連絡にご協力を

警察官が皆さんのご家庭や事業所を訪ねる巡回連絡活動を行っています。巡回連絡を通じて地域の安全に関する情報提供や困りごと、ご意見、ご要望などをお尋ねし、より住みよい町づくりに努めたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。



救急車の適正利用にご協力をお願いします

大垣消防組合管内の平成23年中の救急車出動件数は9565件(安八町579件)で前年より約6%増加しています。1日平均約26件の救急出動をしていることとなります。

119番の出動要請を受けると現場を管轄する最寄りの救急隊が出動します。1つの管轄で要請が重なった場合には、遠方にある別の救急車が出動することになり、現場への到着時間が遅れてしまいます。緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の自家用車や交通機関等を利用してください。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうが良いと思ったときには迷わず119番通報してください。

本当に必要としている人のために

◆ためらわず救急車を呼んでほしい症状(例)

- ・意識がない(返事がない)または、おかしい(もろろろとしている)
- ・激しい頭痛、腹痛、胸痛
- ・呼吸困難
- ・冷や汗を伴うような症状
- ・大量の出血を伴う外傷

◆こうしたケースで

- ・救急車が呼ばれました(例)どこの病院へ行けばよいかわからないから
- ・救急車で行った方が早く診察してもらえらるから
- ・診察の予約をしているから
- ・タクシーだとお金がかかるから

診察可能な病院が分からない場合『救急医療情報案内(24時間)』

☎0584・88・3799



●救急車を本当に必要とする人のために皆さんのご協力とご理解をお願いします。